

# 自動車税種別割住所・氏名変更届

		R 年 月 日
フリガナ		フリガナ
納税者氏名		旧姓 ※変更のある方のみ
生年月日	( T・S・H 年 月 日生)	
電話番号	( ) -	
※届出内容に不備のある場合は電話で連絡することがあります。日中つながりやすい番号を記入してください。		
現在の住所 (新住所) ※マンション等の場合は、建物名・棟・号室もご記入ください。	〒 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> — <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/>	
上記住所地へ住民票を異動した年月		
H・R 年 月		※住民票の異動がなければ、納税通知書の送付先住所を変更することはできません。
納税通知書記載の住所 (旧住所)		
自動車の登録番号 (プレート番号)	(軽自動車は除きます。)	
	かな	納税通知書の枚数 (自動車の台数)
岡	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	枚 (台)
岡山	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	
倉敷	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	
岡	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	
岡山	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	
倉敷	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	

☆この届出は次年度の納税通知書の送付先を変更するものです。3月末まで(必着)に今年度納税通知書の住所(旧住所)を管轄する県民局に御送付ください。

☆この届出を済まされても車検証の変更はされません。運輸支局で変更登録手続きを行ってください。

☆この届出で納税義務者の変更をすることはできません。

☆納税者氏名の変更は、結婚等で姓が変わった場合に限りです。

☆法人名義の自動車の場合は、この届で変更はできませんので、今年度の納税通知書の住所(旧住所)を管轄する県民局に電話で御連絡ください。

☆住民票の異動の事実がなければ、納税通知書の送付先住所を変更することはできません。住民票が異動できない場合は、郵便局へ転送届を提出してください。

# 自動車税種別割住所・氏名変更届

(記入例)

R 2 年 2 月 12 日

フリガナ	オカヤマ タロウ	フリガナ	セトウチ
納税者氏名	岡山 太郎	旧姓 ※変更のある方のみ	瀬戸内
生年月日	( T・S <b>H</b> 5 年 4 月 1 日生)		
電話番号	( <b>086</b> ) 226 - 7244		

※届出内容に不備のある場合は電話で連絡することがあります。日中つながりやすい番号を記入してください。

現在の住所 (新住所) ※マンション等の場合は、建物名・棟・号室もご記入ください。	〒 <table border="1"><tr><td>7</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> — <table border="1"><tr><td>8</td><td>5</td><td>7</td><td>0</td></tr></table> <b>岡山市北区内山下2-4-6 県庁マンション502</b>	7	0	0	8	5	7	0
7	0	0						
8	5	7	0					

上記住所地へ住民票を異動した年月

H **R** 2 年 1 月

※住民票の異動がなければ、納税通知書の送付先住所を変更することはできません。

納税通知書記載の住所 (旧住所)	<b>岡山市北区弓之町6-1</b>
---------------------	--------------------

自動車の登録番号 (プレート番号)	(軽自動車は除きます。)							納税通知書の枚数 (自動車の台数)	
	岡山 倉敷	3	0	0	かな さ	0	0		0
岡山 倉敷	5	0	0	す	0	0	0	0	

☆この届出は次年度の納税通知書の送付先を変更するものです。3月末まで(必着)に今年度納税通知書の住所(旧住所)を管轄する県民局に御送付ください。

☆この届出を済まされても車検証の変更はされません。運輸支局で変更登録手続きを行ってください。

☆この届出で納税義務者の変更をすることはできません。

☆納税者氏名の変更は、結婚等で姓が変わった場合に限りです。

☆法人名義の自動車の場合は、この届で変更はできませんので、今年度の納税通知書の住所(旧住所)を管轄する県民局に電話で御連絡ください。

☆住民票の異動の事実がなければ、納税通知書の送付先住所を変更することはできません。住民票が異動できない場合は、郵便局へ転送届を提出してください。